

企画競争実施の公示

令和8年5月21日

神戸運輸監理部総務企画部長 上野 秀一

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1)業務名称

離島地域の公共交通維持に資する AI 技術を活用した自動運航船導入の可能性に関する
基礎調査

(2)業務内容等

①業務の目的

海上交通における離島航路は、島民の日常生活を支えるとともに、物流や観光を通じて地域全体を支える、必要不可欠かつ唯一の公共交通手段である。

しかしながら、近年、人口減少に伴う利用者数の減少、船員の高齢化や人手不足、さらには燃料費の高騰などを背景として、減便や航路そのものの維持が困難となる地域が増加しており、いわゆる「交通空白」の発生が懸念されている。

陸上交通分野においては、AI やデジタル技術を活用した地域交通の再構築が進められているところであり、海上交通分野においても、自動運航技術をはじめとする新技術が国内外で急速に進展している。航路維持への対応が急務となっている離島航路においても、これらの新技術を活用し、船員の負担軽減等の省力化や運航の安全性向上を図ることにより、公共交通サービスの持続可能性向上に繋げる事が期待できる。

一方で、離島航路事業者の多くは中小零細企業であり、厳しい経営環境に置かれている中、事業者自らが新技術の導入に向けた検討を十分に進めることは、必ずしも容易ではないのが現状である。

以上の背景を踏まえ、神戸運輸監理部管内の離島航路において、島民の生活を支える公共交通サービスの持続可能な確保・維持を図る観点から、自動運航船の導入可能性について、航路特性、運航実態、導入効果及び技術的・制度的課題等を総合的に整理・分析することとする。

これにより、今後、各離島航路事業者や関係者が自動運航船の導入に向けた検討・判断を行う際の基礎的知見を提供することを目的として、本調査を実施する。

②業務内容

- ・管内離島航路における航路特性および運航実態に関するデータ収集
- ・離島航路を運航する旅客船への AI 自動運航システム導入の効果及び課題に関する調査
- ・他の航路、船種等の AI 自動運航システム導入に関する事例調査

・離島航路の公共交通維持に資する自動運航船導入にかかる課題整理及び対応策の検討

(2)調査方法

ヒアリング調査及び文献調査等の手法を用いる。原則として検討委員会を設置せず、適宜、神戸運輸監理部と打ち合わせをしながら進める。

(3)履行期限

令和9年3月19日(金)

2. 企画競争参加資格要件

- (1)予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号)第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2)令和 7・8・9 年度、国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」において、近畿地域の競争参加資格 を有するものであること(但し、地方自治体を除く)。
- (3)神戸運輸監理部長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4)警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 手続等

(1)担当部課

〒650-0042 神戸市中央区波止場町 1-1 神戸第二地方合同庁舎 6 階
神戸運輸監理部総務企画部企画課
TEL 078-321-3144 MAIL kbm-kikaku-kankou@gxb.mlit.go.jp

(2)事業説明書の交付期間及び方法

期間: 令和8年5月22日(金)から令和8年6月8日(月)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く、毎日 8 時 30 分~17 時 00 分まで(ただし、6月8日に限り 12 時 00 分まで)

方法: 上記(1)に連絡後、電子メールにて交付する。

なお、企画提案書の提出にあたり、事業説明書の交付請求を必須とする。

(3)企画提案書の提出期限及び方法

期限: 令和8年6月8日(月) 17 時 00 分

方法: 事業説明書に基づき提出のこと。

(4)説明会の日時及び場所等

説明会は実施しない。

(5)企画提案に関するヒアリングの有無

ヒアリングは実施しない。

4. その他

- (1)手続において使用する言語及び通貨: 日本語及び日本国通貨に限る。

- (2)関連情報を入手するための照会窓口:上記 3.(1)に同じ。
- (3)企画提案書の作成及び提出に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (4)企画競争実施委員会に提出された提案書は、当該提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- (5)企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効とするとともに、虚偽の記載を行った応募者に対して指名停止を行うことがある。
- (6)特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7)提案が特定された者は、企画競争の実施結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続きの完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8)企画競争の実施結果として、以下の項目について、特定通知後速やかに公表し、少なくとも契約締結日までの間は公表することとする。
 - ①特定した企画提案書を提出した企画競争参加者の名称、住所、代表者氏名及び決定日
 - ②企画競争参加者毎の評価項目毎の評価得点及び合計点
- (9)事業の詳細は事業説明書による。